

第 号
年 月 日

平成 年度へき地児童生徒援助費等補助金
交付決定通知書

(市町村)

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった標記補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条の規定により、文部科学大臣から下記のとおり平成 年 月 日付け 第 号をもって交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知します。

平成 年 月 日

都道府県教育委員会 (記名押印又は署名)

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった「へき地児童生徒援助費等補助事業」とし、その内容は申請の際提出された「平成 年度へき地児童生徒援助費等補助金に係る事業計画書」記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりである。ただし、補助事業の内容の変更により補助事業に要する経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費 金 円
補助金の額 金 円

内訳

補助対象経費の区分		補助事業に要する経費	補助金の額
スクールバス・ボート等購入費	スクールバス・ボート購入費	円	円
	寄宿舍設備購入費		
遠距離通学費等			
保健管理費	医師等派遣事業		
	心臓検診事業		
計			

- 3 補助金の確定額は、前項の内訳の費目ごとの補助金の額を限度として、当該補助事業について「へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)第3条に定める補助額によって算出した額とする。
- 4 補助事業は、平成 年3月31日までに完了しなければならない。

5 補助事業者は、「適正化法」、「同法施行令(昭和30年政令255号)」及び「交付要綱」の定めに従わなければならない。